

## 事業用家屋・償却資産の固定資産税の軽減について

### 令和3年度 中小事業者等の固定資産税等の特例

令和3年度分が  
全額 or 半額 軽減!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に起因して、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じて、全額または半額軽減する特例措置を受けることができます。

#### 【対象者】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、前年の同期間の事業収入の合計に比べて、30%以上減少している中小事業者等。

- ・法人…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
資本金等を有しない場合は常時使用する従業員数が1,000人以下の法人  
※大企業の子会社は対象外
- ・個人…常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

#### 【特例の対象となる範囲】 事業用家屋と償却資産（土地は対象外です）。

- ・事業用家屋…事業の用に供している部分のみ対象（居住用部分は対象外）
- ・償却資産 …固定資産税の課税客体は全て対象

#### 【事業収入の減少割合及び適用される軽減率】

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 50%以上減少している場合       | 軽減率 <b>全額</b>   |
| (2) 30%以上 50%未満減少している場合 | 軽減率 <b>2分の1</b> |

#### 【申請方法】

下記①②③の書類を認定経営革新等支援機関に提出し、  
確認を受けた後、三条市に申請してください。

三条商工会議所は  
認定経営革新等支援機関です。  
確認を受け付けています。

申請書類 ①申告書、 ②収入減を証する書類（青色申告決算書の写し、会計帳簿など）、  
③家屋の事業占用割合がわかる資料（青色申告決算書の写しなど）

※①申告書は、11月末に三条市から償却資産申告書類に同封して郵送されているほか、  
三条市のHPからダウンロードすることもできます。

【申請先・問合せ先】 **三条市総務部税務課資産税係**  
TEL 0256-34-5530



経営に関するご相談など、お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ> 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口  
経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)  
TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310